

鳥取県非営利公益活動促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第9号

鳥取県非営利公益活動促進条例の一部を改正する条例

鳥取県非営利公益活動促進条例（平成13年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 (施行期日) 1 略 (この条例の失効) 2 この条例は、 <u>平成25年3月31日</u> までに延長その他の の所要の措置が講じられないときは、同日限り、そ の効力を失う。	附 則 (施行期日) 1 略 (この条例の失効) 2 この条例は、 <u>平成24年3月31日</u> までに延長その他 の所要の措置が講じられないときは、同日限り、そ の効力を失う。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。